

# 南紀はまゆう支援学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月

## 1. いじめ防止にかかる基本理念

いじめは児童生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある絶対に許されない行為である。いじめはどの子どもにも起きうるものという認識をもって常日頃からいじめの防止に努めるとともに、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止等（いじめの理解、いじめの早期発見及びいじめへの対処）に向けた取り組み及び対策を推進し、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるような授業づくり、集団づくりを行う。

## 2. いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3. いじめの理解

いじめはどの児童生徒にも起こりうる問題である。いじめは大人からの目に付きにくく、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。全教職員が本校の児童生徒の実態及び障害の特性等を十分に把握し、いじめに見られる集団構造や態様について十分に理解する。

### （1）いじめに見られる集団構造

・いじめは「加害者」と「被害者」の二者関係だけの問題でなく、周囲ではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、目視しても何もせず、他者意識と認識してしまう「傍観者」もいじめを助長する存在である。一見仲が良い集団でも、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもある等、周囲の者から見えにくい構造である。さらにインターネット上でのSNS、コミュニティーサイト等でのやり取りの中で作られている関係にも留意する。

### （2）いじめの態様

・いじめは冷やかしからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがある他、暴力を振るわない脅しや強要等もある。悪ふざけからの延長により、繰り返し行われたりすることで深刻な苦痛を伴うものにもなり得る。遊びやふざけあいは周囲の者が認知しにくい場合があることから、対象児童生徒の心情を踏まえて適切に認知することが必要である。また、本校の児童生徒の特徴と

して、心身の苦痛を訴えることが難しい、集団の動きに対して流動的になり、意思表示ができない状況等も考えられる。些細な事象でもいじめの兆候があることを意識し、いじめの認知に際して具体的な例を参考として判断することとする。

(具体的ないじめの例)

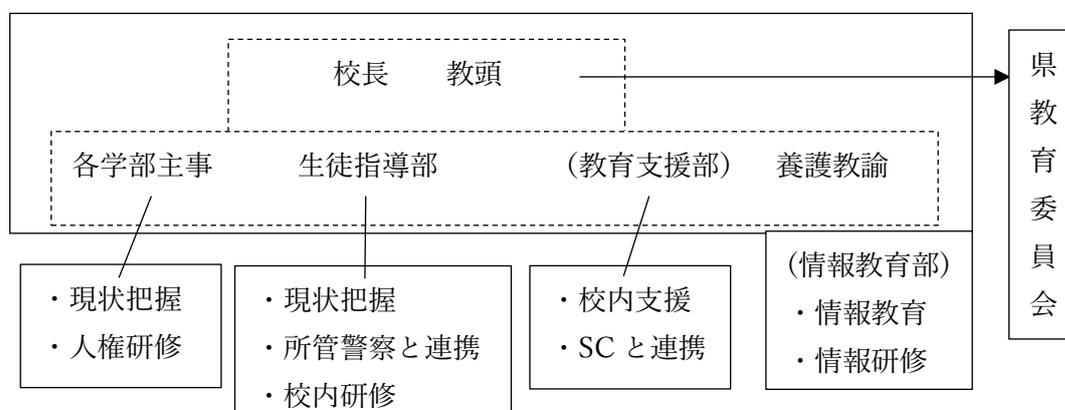
- ・殴る、蹴るなどの身体的な攻撃（ふざけ、遊びを含む）
- ・悪口、からかい、嫌なことを言われる
- ・嫌なこと、危険なこと等をさせられるなどの強要
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・金品をとられる、壊される、捨てられる、もしくは要求される
- ・携帯電話、パソコン等によるインターネット上での誹謗中傷

#### 4. いじめ未然防止にかかる取組

##### (1) いじめ防止等の対策のための組織

- ①いじめ防止対策委員会組織を設置し、未然防止にかかる年間計画の作成及び検討、定期的な会議を設け、いじめの未然防止に努める。
- ②いじめ防止対策委員会組織の構成員は次の通りとする。

(いじめ防止対策委員会組織図)



※状況や段階に応じて該当担任、関係者、外部機関が入る。

##### ③いじめ防止対策委員会は次のような役割を担う。

- ㊦学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して正しく機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルの検証の中核となる役割
- ㊧いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ㊨いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等にかかる情報の収集と記録共有を行う役割
- ㊩いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

## (2) 未然防止について

### ①日常生活場面での取組

- ・各学部において、児童生徒の実態に応じた形で年間3回（6月、11月、2月）いじめアンケートを実施し、情報収集、委員会組織での共有化を図り、いじめの認知も決定する。（アンケート調査については各学部の実態に応じて作成する。）
- 又、保護者においても同時期にアンケートを実施し、生徒の態度の変化や普段と違う様子がないか等、学校では見えない生徒の実態を把握する。
- ・いじめの疑いにかかる情報があった場合には、情報の迅速な共有、事実関係の聴取、指導支援体制、指導方法の検討、保護者との連携等を行う。

### ②道徳教育、体験活動の充実

- ・教育活動全体を通して、自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。
- ・体験活動を通し、児童生徒が社会生活参加の態度、習慣を養うとともに、自己理解や主体性の育成を目指す。他者と関わる体験を重ね、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、より良い人間関係を構築する。

### ③情報教育の充実

- ・パソコンや携帯電話等、情報機器の取り扱いについて適切な方法を身につけさせる。
- ・情報モラル、セキュリティの観点において正しい知識を身につけ、インターネット上で起こる可能性があるいじめ問題等について学び、適切な使用方法を身につけさせる。

### ④人権教育

- ・教育活動全体を通して人権教育の充実を図り、望ましい人間関係の在り方について学ぶとともに社会性の向上を図る。
- ・いじめ行為について、人権を侵害する行為は絶対に許されないことを正しく理解させ、人権擁護に関する基本的な知識を身につけさせる。

### ⑤児童会、学級代表委員会、生徒会活動の活性化

- ・学部、学校において、児童生徒同士が集う機会を設け、仲間づくり、コミュニケーション能力、主体性の向上等を図る。
- ・児童生徒の自治活動を推進し、課題解決能力の向上を図る。

### ⑥学級活動

- ・集団生活を通して、豊かでやさしい心情を育て、社会生活参加の態度、習慣を養う。

### ⑦学習指導、授業改善

- ・集団や個々の児童生徒の実態を十分に把握し、児童生徒がわかる授業を展開しながら、主体的な授業参加、社会的自立を目指す。
- ・心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい授業づくり、集団づくりを行う。
- ・児童生徒に、「わかる、できる」喜びや実感を与え、児童生徒の主体性を育むために、教材研究、授業研究、指導方法の工夫、改善に努める。

### ⑧教職員における研修の充実

- ・全校人権研修を実施し、教職員の指導方法、態度の在り方等について検討する機会をもつ。

- ・インターネット、SNS等のシステムについて知識を深め、それらから生じる人間関係のトラブルやいじめの未然防止に関わる対策を推進する。

#### ⑨保護者向けの研修の実施

- ・保護者に対して、情報機器、インターネット、SNS等の研修を実施し、フィルタリング義務や情報モラル等について理解を促す。

#### ⑩保護者、関係機関との連携

- ・保護者及び児童生徒の関係する機関との連携の充実を図り、情報収集を行う。
- ・年間3回の保護者アンケートにおいて、早期に保護者の意見に寄り添う機会とする。

## 5. 早期発見

### ○情報収集

- ・日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒の示す変化や危険信号を見逃さないように心がける。
- ・定期的ないじめアンケート調査（生徒・保護者）の実施。
- ・児童生徒の悩みや訴えを聞いた職員は、各学部主事、生徒指導部長、養護教諭、SCと連携をとり対応する。
- ・学部での職員朝礼を利用した、情報共有の場を設定し、早期に誰もが情報を共有できるようにする。

## 6. いじめに対する措置と早期対応

いじめの認知、発見の場合は特定の教職員で抱え込まず、迅速に組織で対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては当該児童生徒の人格の成長を旨として教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

### (1) 安全確保

- ・いじめを受けた児童生徒や、いじめを知らせてきた生徒に対しての安全を確保する。

### (2) 情報収集、事実確認

- ・いじめを発見、目視した場合はその場でその行為を制止し、的確な状況確認を行う。
- ・いじめの認知及び児童生徒からのいじめの相談、訴えがあった場合は迅速に対応し、正確な実態把握を行うとともに、被害児童生徒の心のケアに留意する。
- ・得られた情報に関しては確実に記録する。

### (3) いじめ防止対策委員会を開き、指導・支援方針及びいじめの認知の検討を行う。

以下①～⑦の項目に対し委員会において組織的に対応を検討し、事例に応じた事後対応を決定する。

#### ①指導、支援体制の整備

- ・組織で役割分担を行い、指導、支援体制を組む。

- ・ 正確な実態把握を行い、情報共有を図る。
  - ・ 状況把握を行う中で、指導、支援体制の検討、修正を行いながら適切に対応する。
- ②被害児童生徒への指導、支援
- ・ 児童生徒の安全確保を第一とし、不安を除去することに努める。
  - ・ 被害児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人、教員、家族、地域等）と連携し、寄り添える体制を作る。
  - ・ 継続的な心のケアに努め、自己有用感が回復できるよう支援する。
  - ・ 家庭訪問等を通して保護者と連携し、今後の指導、支援方向について話し合うとともに、保護者のもつ不安の除去にも努める。
- ③加害児童生徒への指導、支援
- ・ 加害児童生徒に対して、児童生徒の実態や発達段階を考慮しながら指導を行う。また、いじめは人格を傷つける行為であることを自覚させ、自分の行為について責任を自覚させるよう努める。
  - ・ 不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力（主体的な活動参加の拡大、余暇活動の充実等）を育む指導、支援を行う。
- ④保護者との連携
- ・ つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（被害、加害とも）の家庭訪問等も含めた対応を検討し、事実関係を伝えるとともに今後の学校との連携方法について話し合う。
- ⑤関係機関との連携
- ・ いじめを認知し、重大事態へ発展する可能性が考えられた場合は、所轄警察、補導センター、児童相談所、支援センター等とも連携し、指導、支援体制を検討する。
- ⑥観衆、傍観者に対する指導、支援
- ・ 同調していた児童生徒に対しては、いじめ行為に加担する行為であることを理解させ、実態に応じて指導、支援を行う。
  - ・ いじめを見たり、聞いたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる学級運営を行い、報告する勇気を持たせたり、仲間意識の向上を図る。
- ⑦インターネット上でのいじめへの対応
- ・ インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該児童生徒及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除要請を行う。なお、不適切な書き込み等が犯罪と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・連絡する。

## 7. 教職員の資質能力の向上

教職員の日頃の言動が児童生徒に与える影響を考え、教職員の人権意識や技能の向上を目指す。教職員の不適切な言動や体罰がいじめを誘発する可能性が大きくなることを理解しなければならない。特に体罰は学校教育法で禁止されている許されない行為であり、不適切な指導等があった場合は互いに指摘し合える職場環境を整備していかなければならない。

### (1) 人権研修の推進

- ・人権研修を通して、全ての教職員が児童生徒と丁寧に向き合い、いじめの防止等につながる資質能力の向上を図る。

## (2) 校内研修

- ・いじめ問題ハンドブック、いじめ対応マニュアル等を活用し、教職員全体でいじめ防止にかかる意識の向上を図る。

## 8. 家庭（入所施設を含む）・地域（放課後等デイサービスなど）との連携

保護者及び入所施設職員との信頼関係を構築し、児童生徒の家庭（入所施設）や地域での様子の把握に努める。また、いじめの防止等の取組では、保護者の理解を得て、育友会総会や個人面談等の機会に情報交換を行う。入所施設においても保護者同様に理解を得て、日々の引き継ぎや定例会議、ケース会議等での情報交換を行うなど連携の充実を図る。地域での活動の場である放課後等デイサービスとも情報交換の機会を持ち、学校外（放課後や長期休業中）の児童生徒の様子を把握する。

※寄宿舎では、学校のいじめ防止基本方針に準じ、指導の充実を図る。

## 9. 重大事態への対処

### (1) 重大事態

- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### (重大事態と考えられる事象)

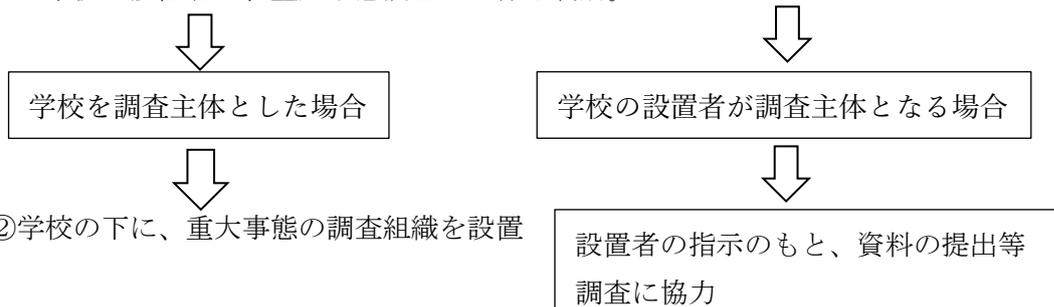
- |                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| ・児童生徒が自殺を企図した場合   | ・身体に重大な傷害を負った場合       |
| ・金品等に重大な被害を被った場合  | ・精神性の疾患を発症した場合        |
| ・一定期間連続して欠席している場合 | ・目安を年間30日として欠席が見られる場合 |

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告調査にあたる。

### (2) 重大事態への対応

#### ①重大事態発生時の報告

- ・重大事態発生の場合は、学校から学校の設置者に重大事態の発生を報告。
- ・学校の設置者が、重大事態調査の主体を判断。



- ・学校いじめ防止対策委員会組織に含め、外部機関（専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者）の参加を図り、当該調査の公平性、中立性を確保するように努める。

③調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査主体（学校）に不都合があったとしても、事実に向き合い調査を遂行する。
- ・先行した調査内容においても、再分析を行い必要に応じて新規調査を実施する。

④被害児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査による事実関係について、情報を適切に提供する。実情に応じて適宜、適切な方法で経過報告を行う。
- ・関係者の個人情報については十分に配慮を行う。個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないように十分に配慮する。
- ・調査結果においては、被害児童生徒やその保護者に対して情報提供を行うことを念頭におき、その旨を調査対象の児童生徒や保護者等に説明する措置をとる。

⑤調査結果を学校の設置者に報告

- ・被害児童生徒またはその保護者が希望する場合は、被害児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け調査結果に添付する。

⑥調査結果を踏まえた必要な措置

## 10. 取り組み内容の検証と見直し

P D C Aサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには評価会議等を実施し、その結果を踏まえて取り組みが適切に行われたか否かを検証する。

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、学校対策組織を中心に学校いじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。